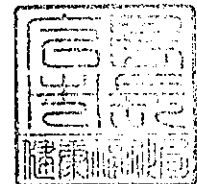


介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和8年5月1日

広島市長 松井 一 實



事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社光世	訪問介護とれじゃーまっぷ	広島市中区江波二本松一丁目11番4-304号	訪問介護
合同会社ファースト	訪問介護ファミリア	広島市南区東雲二丁目17番43-402号	訪問介護
合同会社カーム	訪問看護ステーション幸家	広島市中区舟入本町7番22-702号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社KNK	訪問看護ステーションSANAcare	広島市西区大芝三丁目2番13号ベルマーレ大芝203号	訪問看護及び介護予防訪問看護
特別医療法人広島ハートセンター	広島ハート訪問看護ステーション	広島市安佐南区祇園二丁目2番7号祇園第一ビル102号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社共生	訪問看護ステーションFIVEACT	広島市安佐北区落合南三丁目2番14-210号	訪問看護及び介護予防訪問看護
MANYPEOPLE株式会社	訪問看護メニーピープル広島石内	広島市佐伯区石内東一丁目2番1号	訪問看護
株式会社ロジケア	ロジケアひろしま	広島市中区堺町二丁目4番14-101号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
株式会社ロジケア	ロジケアひろしま	広島市中区堺町二丁目4番14-101号	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売